

資源物【プラスチック製容器包装（月4回）】

※「プラ」の日に出してください。（5回目の収集はありません。）

⑨ プラスチック製容器包装

●商品の中身を出したり食べたりして不要になるプラスチック製の容器や包装。「ペットボトル」や「白色トレイ」は対象外です。

- ・プラスチック製容器包装に貼られているラベルシールが剥がしにくい場合は、そのままでも結構です。
- （食品の包装用ラップに貼られているラベルなど）

このマークが
分別の目印！



*一部例外があります。



出し方

①中身を使
い切って



- ②中の汚れを取り
(軽くふきとる)
- ③透明または半透明の
中身が見える袋
(市指定の収集袋は不可)
- に入れて出してください。

1～2週間においても腐敗などによるにおいが出ない程度を自安に



汚れを落とす目安

プラスチック製容器包装として収集できないもの

プラマークがないもの	商品そのもの (容器包装ではないもの)	ビニールホース、ビニールひも、ストロー、風呂用マット、カセットテープ、ビデオテープ、クリーニングの袋、洗面容器、バケツ、植木鉢、プランター、歯ブラシ、洗濯ばさみ、CD、MD、フロッピーディスク、ボールペン、食品保存容器、プラスチック製の弁当箱、スプーン、ざる、プラスチック製のおもちゃ、プラモデル、プラスチック製の棚、衣装ケース、ハンガーなど ※一部プラマークがある場合があります。	→ 燃えるごみへ
	プラスチック製でないもの	紙製のカップ麺容器、紙コップ、紙製のヨーグルト容器など	→ 燃えるごみへ
PET	マークのある プラスチックボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、ノンオイルタイプのドレッシングなどのプラスチックボトル	→ ペットボトルへ
燃 え る マ ー ク に あ る つ も の も	汚れが落ちにくいもの	油容器、レトルト食品の袋、マヨネーズ・ケチャップ・ソースの容器、チューブ類(わさび、歯磨き粉など)など	燃えるごみへ ただし、汚れを落とせばプラスチック製容器包装になります
	汚れたままのもの	汚れたままのカップ麺容器、汚れたままのコンビニ弁当容器、汚れたままの色トレイなど	
	在宅医療用バッグ類	輸液(点滴)バッグ、流動食バッグなど	針は処方された 医療機関へ → 燃えるごみへ
	中身が有害なものの容器など	トイレ用洗剤など酸やアルカリが強く水ですぐときに不安がある容器、除湿剤・除草剤・害虫駆除剤など中身が有害なものの容器 ※中身は収集・処理できません。	→ 燃えるごみへ